

環境関連法規セミナー（2012年2月28日開催）

環境関連法規の規制内容を正しく理解し、法令遵守に役立てていただくため、2月28日（火）に京都府文化環境部から講師をお迎えし、ご講演いただきました。当日は、企業の環境管理担当者を中心に多数のご参加をいただき、活発な質疑応答も行われました。

「地球温暖化対策条例改正のポイントについて」

地球温暖化対策課 主査 山本 毅志 氏

京都府の温室効果ガス排出量は、基準年度である1990年度と比較して2009年度にはマイナス16.4%となりました。旧条例に基づく最終年度である2010年度の数値は今年中に出る予定ですが、基準年度からの削減目標10%はおおむね達成できています。部門別では、産業・運輸においては削減が進んでいますが、民生部門では90年度と同程度です。減少の要因としては、燃費の向上やエアコン等の省エネタイプへの変更などが挙げられますが、一方で家族形態が変化して世帯数が増加したことによるエネルギー消費の増加も起こっています。



条例改正の趣旨は2011年度以降の新たな削減目標（1990年度比で2050年度までに80%、2030年度までに40%、2020年度までに25%削減）を設定し、達成に必要な施策等について規定するというものです。具体的な施策としては、

- ・ 京都版CO₂取引制度の構築
- ・ 電気自動車等の普及促進（節電との両立を検討）
- ・ 特定事業者への環境マネジメントシステム導入義務化、エコ通勤計画書等の提出制度
- ・ 特定事業者の削減対策の評価及び低評価事業者への対応（調査、アドバイスなど）
- ・ 特定建築物の新増築時における府内産木材使用と再生可能エネルギー導入の義務化
- ・ 特定建築物への立入検査規定の整備

現状趨勢での排出量の予測と目標値には差があり、さらに対策が必要です。家庭についてはHEMSの導入や住宅の断熱構造化への補助金、省エネ行動の啓発などの必要があります。

「環境法令規制の動向について～水質保全及び土壌汚染対策」

環境管理課 副課長 下村 公隆 氏

水質汚濁防止法は次のとおり順次改正されています。

- (1) 増加傾向にある水質事故を背景に
 - ・ 特定施設に加え、指定施設（有害物質を貯蔵・使用する施設及び指定物質を製造・貯蔵・使用・処理する施設）を定め、水質事故の対象とする。
 - ・ 指定物質は、住みやすさ・生きやすさの視点から水生生物や生活環境への影響も考慮して選定された。
- (2) 一部大企業において公害関係法令に基づく排出基準の超過や測定データの改ざんといった不適正事例の発生が相次いだことから
 - ・ 排水水等の測定、結果の記録に加え、その保存を義務づけられた。
- (3) 水道の基準改正や暫定基準の見直し、新たな健康影響への知見の集積を背景に
 - ・ 排水基準（1,1-ジクロロエチレン、亜鉛）の改正や地下水環境基準（塩化ビニルモノマー）への項目追加がなされた。
- (4) 施設・設備の老朽化や作業ミス等が主な原因となって、地下水汚染事例が継続的に確認されていることから
 - ・ 有害物質に係る届出対象施設が拡大された。
 - ・ 対象施設本体に接続する配管・排水溝等について、構造基準遵守義務、定期点検義務が生じる。



土壌汚染対策法に係る府の考え方は次のとおりです。

- ・ 平成22年度から施行された改正法の適正な施行のため土地所有者等を指導するとともに、不適正な取扱いについては処分を行う。
- ・ 自主的な土壌調査や措置について相談があった場合についても法に準じた取扱いを指導する。

【お問い合わせ先】

京都府中小企業技術センター
基盤技術課 化学・環境担当

TEL: 075-315-8633 FAX: 075-315-9497

E-mail: kiban@mtc.pref.kyoto.lg.jp